

令和2年10月に相次いで3件言渡しされた

同一賃金同一労働をめぐる最高裁判決の争点の比較と 考察から見る職場の労務管理への影響

令和2年10月、同一賃金同一労働に関する3件の最高裁判決が言い渡されました。

本セミナーでは人事労務を専門とする弁護士が、裁判の争点と労務管理への影響及び対応策について具体的に解説します。

日時 令和3年3月2日(火) 13:30～16:30

講義項目 ※詳細は本会HPをご覧ください

I. 令和2年10月に相次いで3件言渡しされた最高裁判決の検討

1. 東京メトロ事件

退職金をめぐり、無期契約労働者と有期契約労働者の間に労働条件の相違を設けることは、退職金制度が使用者の裁量権の範囲内であることから、不合理ではないと判断した事例

2. 大阪歯科大事件

賞与をめぐり、無期契約労働者と有期契約労働者の間に労働条件の相違を設けることは、雇用維持確保という賞与の制度趣旨から不合理ではないと判断した事例

3. 日本郵便事件

(1) 佐賀事件

夏季・冬季休暇の付与をめぐり、無期契約労働者と有期契約労働者の間に労働条件の相違を設けることは、心身の回復を図るという休暇制度趣旨から不合理であると判断した事例

(2) 東京事件

私傷病による有給休暇をめぐり、無期契約労働者と有期契約労働者の間に労働条件の相違を設けることは、継続的雇用を確保する有給休暇の制度趣旨から考えれば不合理であると判断した事例

(3) 大阪事件

年末年始手当・年始期間の勤務に対する祝日給及び扶養手当をめぐり、無期契約労働者と有期契約労働者の間に労働条件の相違を設けることは、継続的雇用を確保するという本件手当の制度趣旨から考えれば不合理であると判断した事例

II. 各最高裁判決における争点の比較と考察

1. 不合理であると判断された手当の比較

2. 賃金・退職金格差について不合理であると判断されなかった意味

III. 働き方改革と今後の判例への影響

～今だからこそできる対策。今後は手当だけの話では済まない可能性

1. 働き方改革による労働契約法20条削除の意味（今回の最高裁判決は削除された同法20条に基づく判断）

2. 判例の傾向

講師紹介

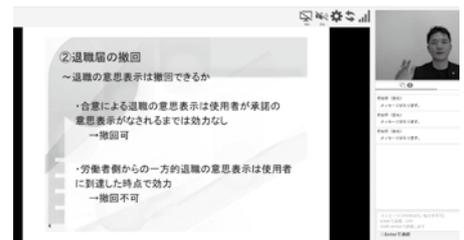
あお空法律事務所
代表弁護士

中根 浩二 氏

名古屋大学法学部法律学科卒
平成12年 弁護士登録（愛知県弁護士会）平成17年 あお空法律事務所開所
日弁連研修センター副委員長 愛知県弁護士会研修センター副委員長 等
労働問題、企業法務をはじめ、愛知県を中心に活躍中。労働法関連セミナーの実績多数。

必要備品・諸注意事項

- ①必要備品はパソコンのみです。
ブラウザを Microsoft Edge もしくは Google chrome に設定ください。
- ②受講用のカメラは不要です。
画面には、講師・テキストのみが投影されるため、どのような場所でも受講可能です。
- ③マイクのご用意は任意（基本的に不要）です。
チャット機能を主にご利用いただきますが、音声発言を希望される場合は事前に接続ください。



受講画面イメージ

※受講者間において、個人情報（所属・氏名等）は共有されません。
チャットにおける発言は匿名性が保たれ、参加者間で個人情報が開示されることはございません。（音声発言は氏名が開示されます）。

申込 ~ 受講の流れ

1. 申込み確認後、請求書をお送りします。
2. 開講の3営業日前までを目途に、「受講用 URL」と「テキストデータ」を、登録いただいたメールアドレスへ送信します（紙ベースのテキスト郵送となる場合があります。）
3. 受講用 URL から入場し、受講予約をお願いします。
4. 当日は、開講時刻の15分前から入場いただけます。

- ・領収書は振込金受領書をもって代えさせていただきます。
- ・参加券は基本的にお送りしていません。

※ただし、いずれの場合も必要に応じて個別に対応させていただきます。ご連絡ください。

推奨受講環境

【OS】Windows 7 および、Windows 8.1 以降 Mac OS X (10.4 以上)

【メモリ】4GB 以上を推奨

【CPU】Intel® CoreDuo 1.8GHz 相当以上のプロセッサ

【ブラウザ】Microsoft Edge / Google chrome

※ネットワークのご担当者に以下の通信が許可されているかをご確認ください

・WebSocket による通信 ・TCP プロトコル (ポート: 80, 443)

・UDP プロトコル (ポート: 1025 ~ 65535)

(行政ネットワーク等、セキュリティ制限解除が難しい場合等は一般回線での受講をお願い致します)

※視認性の都合上、タブレットよりもパソコンを推奨致します

また、タブレットの場合はアプリの事前インストールが必要です

詳細は本会 HP

🔍 日本経営協会 中部本部

をご覧ください

受講料・お問い合わせについて

1 講座 1 名につき

	参加料	消費税等	合計
本会会員	18,000円	1,800円	19,800円
一般	20,000円	2,000円	22,000円

- ・お申込みをいただきましたら、当方より請求書をお送りします。
- ・受講用 URL 送信後はキャンセル不可となります。あらかじめご了承ください。

一般社団法人 日本経営協会 中部本部 企画研修グループ (担当/平塚) TEL (052)957-4172(ダイヤルイン)
〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル 10F FAX (052)952-7418



令和2年10月に相次いで3件言渡された同一賃金同一労働をめぐる最高裁判決の争点の比較と

R3/3.2

考察から見る職場の労務管理への影響 申込書 <16392>

令和 年 月 日

(フリガナ) 貴社名	TEL () - FAX () -	ご派遣責任者(連絡担当者) 所属・役職名
(フリガナ) 所在地	〒	ご氏名 (印)
参加者 氏名(フリガナ)	所属・役職名	メールアドレス
		メールアドレス
		<通信欄>

ご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①請求書の発送など運営に関わる事務処理 ②本会事業のご案内

なお②がご不要の場合は右□にチェックをご記入ください

不要

地球にやさしい再生紙を使用しています。 ©